

避難実施要領パターン  
(避難実施マニュアル 第6版)

各務原市

## 目 次

第 1	避難実施要領パターンについて	1
1.	避難実施要領の位置づけ	1
2.	実施要領に定めるべき事項	1
第 2	避難の種類	2
	事態類型と避難上の留意点	
	Ⅰ象限	3
	Ⅱ象限	4
	Ⅲ象限	5
	Ⅳ象限	5
第 3	避難実施要領パターンの骨子	6
1.	事態の状況	6
2.	警戒及び住民の避難誘導に係わる方針	6
3.	市の体制	6
4.	各部の役割	6
5.	避難誘導の方法	6
6.	連絡・調整先	10
7.	避難住民の受入・救援活動の支援	10
8.	その他の留意点	10
9.	職員の配置等	10
第 4	避難実施要領パターンの作成	11
1.	事態発生後のパターン	11
2.	弾道ミサイル攻撃（着弾前）のパターン	20
3.	着上陸侵攻（事態発生前）のパターン	23
4.	ゲリラ・特殊部隊による攻撃への対応における注意事項	25
5.	屋内退避の指示についての注意事項	26

## 第1 避難実施要領パターンについて

各務原市国民保護計画の記載（P29 抜粋）

○ 市は、県その他関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領パターンをあらかじめ作成する。（以下略）

### 1. 避難実施要領の位置づけ

市長は、武力攻撃事態等が発生し対策本部長（内閣総理大臣）から避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行なえるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿って記載するものとする。

### 2. 実施要領に定めるべき事項

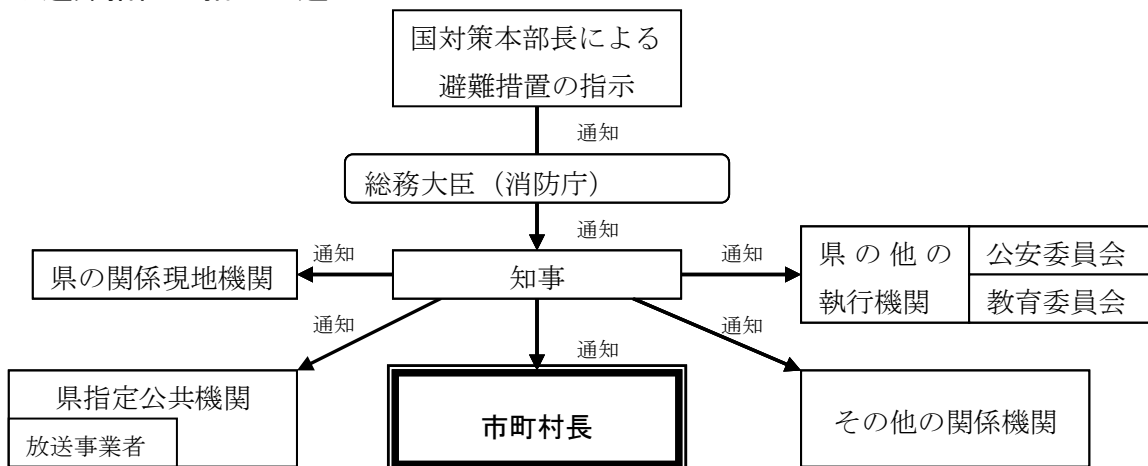
実施要領に定めて示すべき事項は下記のとおりとする。

ただし、緊急な場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえ、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとしてもよい。

(1) 計画に含むべき基本的事項（法定事項、国民保護法第52条2）

- ア. 住民の避難が必要な地域
- イ. 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）
- ウ. 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

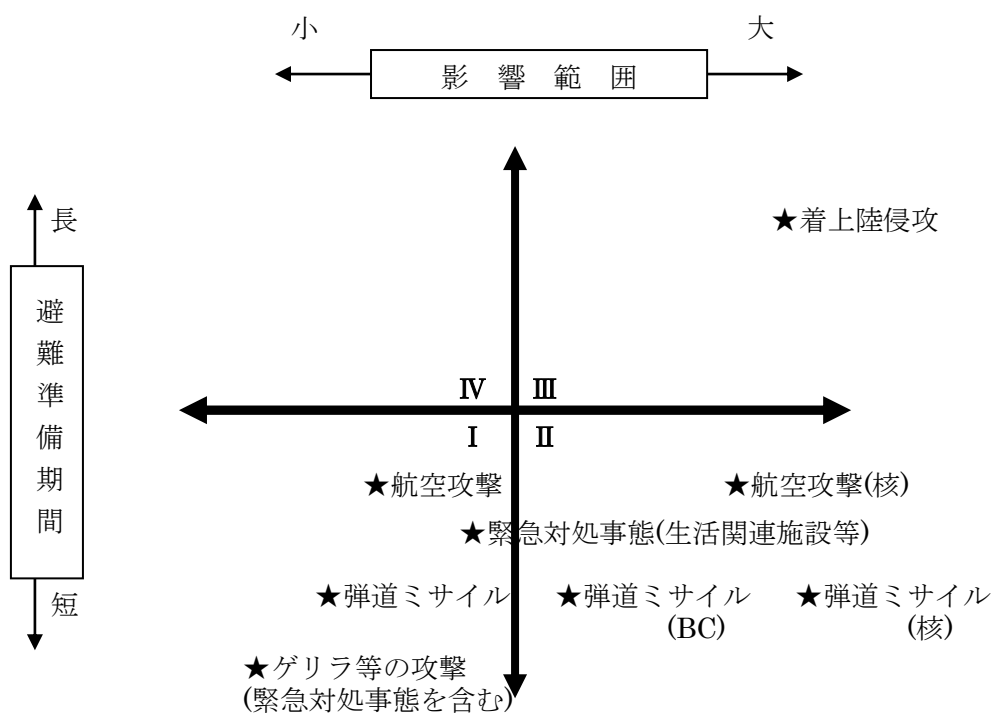
### ◆避難措置の指示の通知



## 第2 避難の類型

事態の類型、攻撃の影響範囲および準備時間の有無による避難のパターンは、次の図のように概括的な分類が可能である。

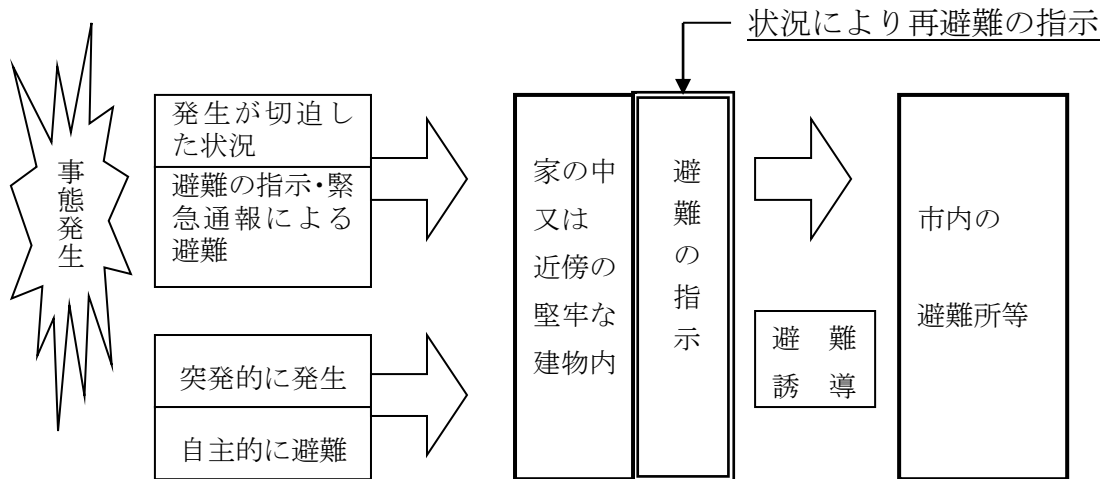
- I 象限：直ちに家の中や近傍の堅ろうな建物等に避難
- II 象限：直ちに近傍の堅ろうな建物等に避難し、影響の低減を待つて広域的に避難
- III 象限：計画的に広域的に避難
- IV 象限：計画的に市内等の避難所へ避難



## 《事態類型と避難上の留意点》

### I 象限

突発的かつ局地的な事態（ゲリラ攻撃、通常弾頭ミサイル攻撃など）



#### ①ゲリラ等による攻撃

- ・ 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- ・ 状況により、緊急通報の発令、対処の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。

#### ②弾道ミサイル攻撃（通常弾頭・BC弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害の軽減を図る。
- ・ 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内への避難を指示。
- ・ 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる。

#### ③航空攻撃

- ・ 弾道ミサイル攻撃に同じ

#### ④緊急対処事態（映画館、劇場、大規模商業施設等）

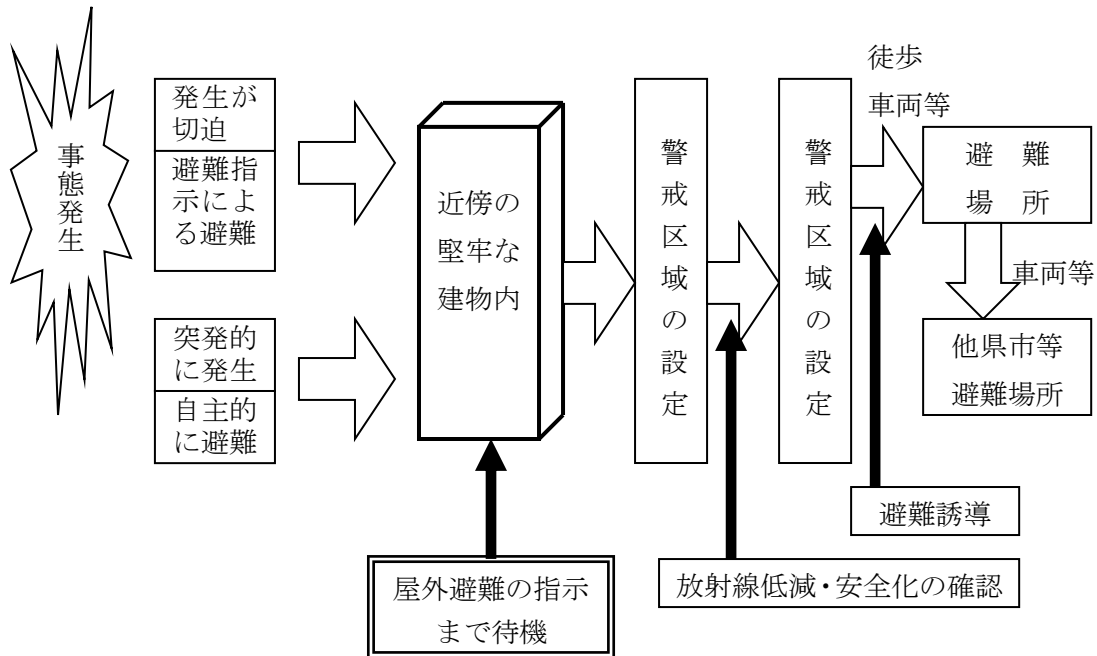
- ・ 一時的に施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。

#### ⑤緊急対処事態（交通機関等を使用した攻撃）

- ・ 一時的に施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。

## II 象限

突発的かつ広範囲な事態（核弾頭ミサイル攻撃など）



### ①弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

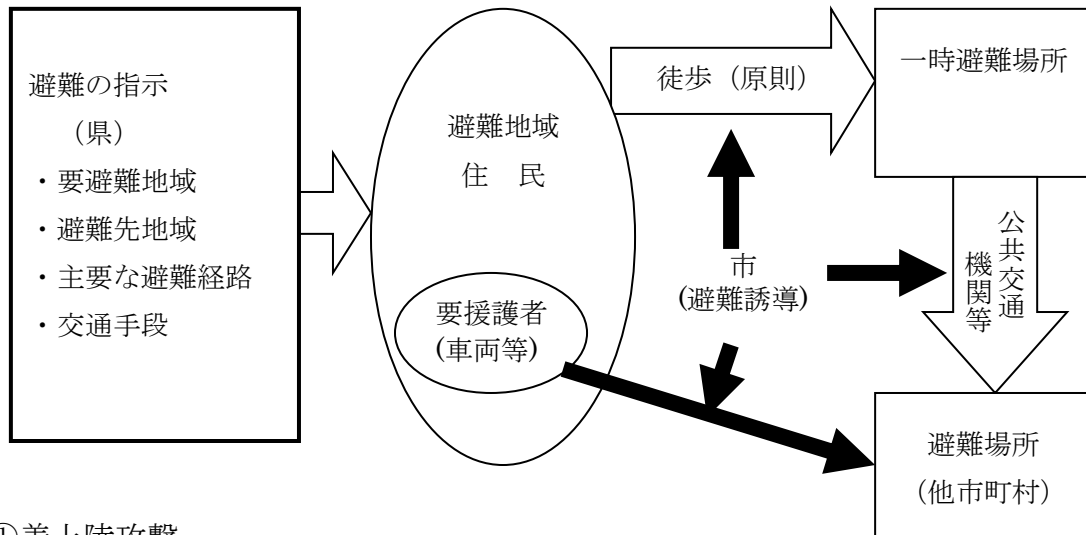
- ・ 攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
- ・ 一定時間後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響を受ける恐れのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示

### ②航空攻撃（核弾頭）

- ・ 弾道ミサイル（核弾頭）に同じ

### Ⅲ象限

時間的余裕がありかつ広範囲な事態（着上陸攻撃）

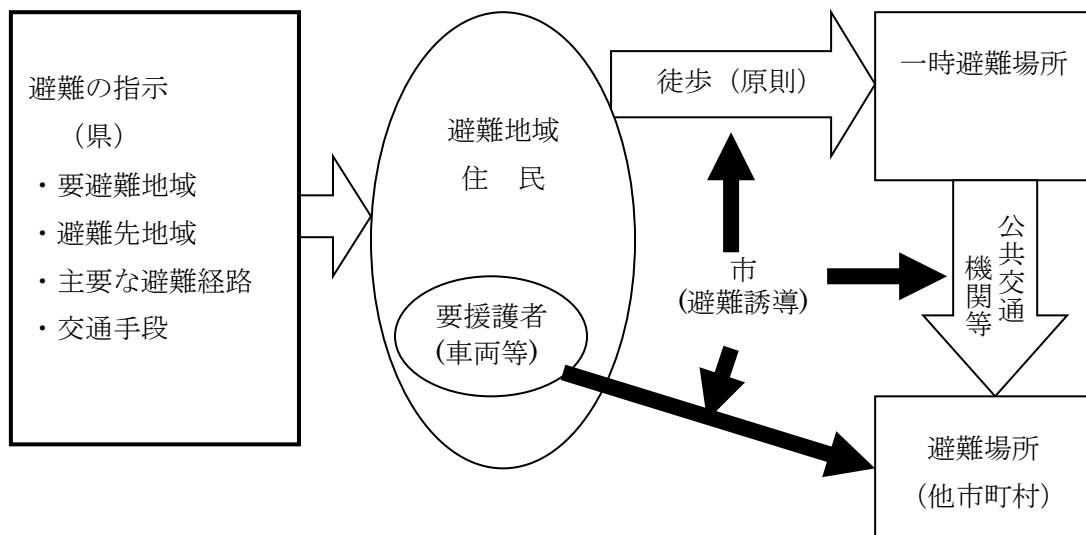


#### ①着上陸攻撃

- ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させる。

### Ⅳ象限

比較的時間的余裕がありかつ局地的な事態（ゲリラ等による生活関連施設への攻撃など）



#### ①ゲリラ・特殊部隊による生活関連施設への攻撃が予測された場合

- ・ 警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難。

## 第3 避難実施要領パターンの骨子

この避難実施要領パターンの骨子（以下「骨子」という。）は、消防庁が平成18年1月に「避難実施要領パターンの作成に当たって（避難マニュアル）」として示したものを基に、市での避難実施要領パターン（以下「パターン」という。）及び避難実施要領を作成する際の参考となるよう岐阜県が作成したものである。

実際にパターン又は避難実施要領の作成に当たっては、関係機関の意見を聞き作成するものとし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする 것도想定されるものである。

### 1. 事態の状況

#### ○事態の状況

- ・事態の種類、被害状況、今後予想される影響を国、県などの関係機関からの情報を基に記載する。

#### ○国、県等の動向

- ・国、県等からの避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等）、避難指示（要避難地域、避難先地域、避難経路、運送手段等）等の内容を記載する。

### 2. 警戒及び住民の避難誘導に係わる方針

### 3. 市の体制

### 4. 各部の役割

市において計画等に基づき記載する。

### 5. 避難誘導の方法

#### （1）避難誘導の全般的方針

#### ○避難対象者、実施日時等の全般的な方針

- ・要避難地域の住民の避難に関して、対象者、実施時間、避難経路、運送手段等の全般的な方針を記載する。

#### ○避難実施要領の修正の方針

- ・事態の推移に応じ、関係機関の意見を聞くこと等により、要領を修正していくことを記載する。



## (2) 市の体制、職員の派遣

### ○市の対策本部等の設置

- ・市の体制については、対策本部又は任意の体制の設置等の状況を記載する。

### ○市職員の派遣

- ・市職員の派遣、連絡員の設置について、派遣場所、人数等の必要事項を記載する。

### ○避難経路における職員（誘導員）の配置

- ・避難経路の要所への職員の派遣、連絡所の設置及び派遣職員の問い合わせ対応、県警察機関との連絡調整、車両等の配置、救護等の実施などの業務を記載する。

### ○現地調整所の設置等

- ・現地調整所の設置場所等、又は設置されている場所への職員の派遣について記載する。
- ・現地調整所の要員の業務、現地調整所の会合の開催等の運営方法について記載する。

## (3) 輸送手段

### ○避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

- ・要避難地域内の避難単位ごとの対象住民数、一時避難場所、輸送力の割り当て等を記載する。

### ○輸送開始時期、場所

- ・各避難単位の輸送開始時期及び場所について記載する。

### ○避難経路

- ・各避難単位の避難経路を記載する。なお、予備の避難経路も記載することが望ましい。

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

### ○避難実施要領の住民への伝達

- ・避難実施要領の伝達を担当する職員に対して、対象者ごとの伝達手段（資機材、関係機関との連携等）について及び伝達の実施について記載する。
- ・避難実施要領の伝達に際しての要配慮者への配慮の必要性及び伝達方法についても記載する。

## (5) 一時避難場所への移動

### ○一時避難場所への移動方法

- ・一時避難場所への移動方法について、自家用車の使用の可否及び消防機関の活動を含めて記載する。

- 自力避難困難者の避難
  - ・自力避難困難者への対応職員（要配慮者支援班等）の指定（設置）について記載する。
  - ・医療機関、福祉施設等での救急車等の車両の利用、対応する人員又は関係機関の指定、要介護者に対する自家用車等の使用の可否について記載する。
- (6) 避難誘導の終了
  - 残留者への対応
    - ・残留者への対応職員の配置、戸別訪問等による残留者への対応方法を記載する。
  - 避難誘導終了予定時刻
    - ・避難誘導の措置を終了する予定時刻を記載する。
- (7) 避難所の開設等 ※医療については、救護の措置の役割分担を考慮
  - 臨時避難所の開設等
    - ・臨時避難所として開設する施設及びその情報の伝達先（関係機関及び要避難地域の住民等）を記載する。
    - ・臨時避難所への医療関係者の派遣を含めた医療救護活動の実施について記載する。
  - 医療の必要性の確認
    - ・被災者の状況の把握、その状況に応じて派遣する医療チーム及び医療品の確保の方法等を記載する。
  - 負傷者の搬送手段の確保
    - ・避難所における負傷者（重度のもの）の搬送手段及び受入医療機関の確保及びその調整等について記載する。
- (8) 誘導に際しての留意点や職員の心得
  - 誘導に際しての留意点や職員の心得
    - ・避難誘導を円滑に進めるための職員（誘導員）の態度、服装、対応等を記載する。
    - ・住民のパニック等への配慮、対応、学校や民間の事業所への呼びかけの内容等について記載する。
- (9) 住民に周知する留意事項
  - 住民に周知する留意事項
    - ・住民に対し、携行品、情報の通報、共助等の周知すべきことを記載する。
    - ・自主防災組織、自治会などへ依頼する協力の内容を記載する。

(10) 安全の確保

○安全の確保

- ・二次被害防止のための国等の現地対策本部、現地調整所、関係機関等からの情報の収集について記載する。
- ・NBC等への汚染地域への対応について記載する。
- ・誘導員等への特殊標章及び身分証明書の交付及びその携帯等について記載する。

(11) 死傷者への対応

○死傷者への対応

- ・死傷者を誘導、搬送する救護所、医療機関を記載する。
- ・NBC攻撃による死傷者を誘導する救護者及び医療機関及びその搬送等が可能な要員の確保のための要請先等を記載する。

**【着上陸侵攻への対応】**

(12) 事前準備の呼びかけ

○事前準備の呼びかけ

- ・全住民に対して災害情報スピーカーや広報車、自治会等の活用等の情報伝達の方法、内容を記載する。
- ・避難単位の避難者リストの作成及び避難の希望日時等の聴取方法について記載する。
- ・要配慮者への支援班等による特別な対応について記載する。

(13) 避難所等までの避難

○避難所等までの避難

- ・「(5) 一時避難場所への移動」と同様に記載する。(避難最終日における避難リストによる残留者の確認および残留者への対応を追記する。)

(14) バス乗り継ぎ所等における対応

○バス乗り継ぎ所等における対応

- ・避難住民が一時的に集積する地点においての避難連絡所の設置、避難者リストによる確認について記載する。
- ・次の地点への移動に際しての誘導に係る留意点を記載する。

(15) 避難先における対応

○避難先における対応

- ・避難先の乗り継ぎ所等における連絡所の設置、運送手段の調整方法、連絡先について記載する。

## 6. 連絡・調整先

### ○連絡・調整先

- ・交通機関の運行等に当たって調整をすべき県、県警察等の関係機関の連絡先を記載する。
- ・実際に現地等で活動する交通機関の運転手等、派遣の市（町村）職員、関係機関の職員との連絡要領（別に定めることも可）について記載する。
- ・対策本部、現地調整所等の設置場所及び連絡先について記載する。

## 7. 避難住民の受入・救援活動の支援

### ○避難住民の受入施設

- ・利用する避難先施設（収容施設）について記載する。

### ○避難先施設（収容施設）における救援活動及びその支援

- ・避難先施設（収容施設）において実施する避難住民の登録、安否確認、食料等の給与等の措置について記載する。
- ・各種措置を実施するための要員の派遣について記載する。

## 8. その他の留意点

### ○事前準備等について

- ・要配慮者に対する避難支援プラン等の関係者への説明及び住民に対する初動対応についての周知について記載する。
- ・大規模集客施設、店舗等における住民以外の一時的滞在者への対応について、各事業者等への事前の説明、協力依頼について記載する。

## 9. 職員の配置等

市において計画等に基づき記載する。

## 第4 避難実施要領パターンの作成

### 1. 事態発生後のパターン（あらゆる事態発生後に対応）

〈囲み字の中に必要事項を記入し避難実施要領を作成する。〉

事態発生後

## 避 難 実 施 要 領

各務原市長  
○月○日現在

### 1. 事態の状況、避難の必要性

※ 対処基本方針、避難措置の指示、避難の指示に基づき記載

対策本部長（内閣総理大臣）は、**武力攻撃対象地区**地域における**武力攻撃の種類**について、**化学薬品名**等を用いた攻撃に対して、警報を発令し、**避難対象名**地区周辺の**避難対象自治会名等**を要避難地域として、**避難先地域名**に避難すること、また必要に応じ屋内へ避難することという避難措置の指示を行った。

知事は、別添の指示を行った。

### 2. 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

市は、下記のとおり避難誘導を行う。

対象地区	避難者数	完了予定時刻	避 難 先	交通手段

【自家用車利用禁止の場合（例）】

**避難地区（避難施設）**までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を要するものとその介護者に限定する。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

## (2) 市の体制、職員の派遣

各務原市緊急対処事態対策本部の設置

国からの指定を受けて、各務原市長を市緊急対処事態対策本部長とする市緊急対処事態対策本部を設置する。

### ●市職員等の派遣

派 遣 先	派遣職員数	備考（避難経路等）

\*別資料として添付しても可

\*避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置し、各種問い合わせ先への対応と連絡調整を実施する。

\***配置予定場所**に**派遣元機関**による救護班を配置し、軽傷者や気分が悪くなった者への対応を行なう。

◇各地区における避難の開始や完了等の状況の連絡を本部との間で行なう。

◇現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう**設置場所**に現地調整所を設ける。現地調整所に**派遣元機関**から**派遣者数**名を派遣し、派遣職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時または随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

◇現地調整所への職員の派遣等

**派遣元機関**により設置された**設置場所**の現地調整所に**市派遣職員数**名を派遣し、現場における事態の状況の変化、関係機関の情報等の必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

現地調整所の会合は、**開催時期**に行われるため、派遣職員から**報告時期**に情報を入手する。

### (3) 輸送手段

#### ●避難住民数、(一時)避難施設、輸送力の配分等

要避難地区	避難者数	避難元施設名	避難先施設名	輸送手段			避難開始時間	避難完了時間
				会社名等	車両規模	台数		

#### 避難経路

- ①
- ②

(参考：国道XX線及び県道〇〇××線は、警察、消防及び自衛隊の緊急車両が使用するため、避難住民の立ち入りを禁止する。)

### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア) 本部班、秘書広報班職員は、災害情報スピーカー、災害メール等を用いて、対象地域(要避難地域、避難先地域を中心に関係地域全般を考慮)の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

イ) 本部班、秘書広報班、救急指令班職員は、避難実施要領について、**要避難地区**の自治会長、消防団長、警察署長、**その他関係機関※必要に応じて記載**等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ) 福祉救援班は、要配慮者及びその避難支援者、民生委員等へ避難実施要領の内容の伝達を行なう。要配慮者は、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達に心がける。

エ) 商工観光班は、外国人に対し、国際交流協会等を通じ語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

オ) 秘書広報班は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### (5) 一時避難場所への移動方法

ア) 一時避難場所への住民の避難は、**対象者**は**移動手段**により行なう。

イ) 各務原市、各務原市消防本部は、自治会等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ) 自力避難困難者の避難が適切に行なえるよう、福祉救援班は要配慮者班を編成し、自治会等の協力を得て自力避難困難者の避難を支援する。

●避難対象地区にある医療機関、学校等の避難方法

対象施設名	対象人員	依頼先団体 (責任者)	備考 (移動手手段等)

※その他、介護等を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。  
 (参考：国道XX線及び県道〇〇××線は、警察、消防及び自衛隊の緊急車両が使用する  
 ため、避難住民の立ち入りを禁止する。)

※移動の手段の組み合わせ例：健常者→徒歩、要援護者→自家用車等

※移動手手段については、原則として徒歩で実施することとし、必要に応じ県警察  
 等との調整の上、決定する。(特に自家用車の使用については、要調整)

※住民(自治会等)への協力の要請については、自発的な意思及び安全の確保が  
 必須である。

(6) 避難誘導の終了

市職員、消防団員等は、戸別訪問等により残留者の有無を確認する。残留者に  
 ついては、特別な理由がない限り、避難を行なうよう説得する。

避難誘導は、下記までに終了するよう活動を行う。

地区名	完了予定時刻	備考

※終了時間を対象人員、移動距離、移動手手段を勘案し記載する。次の避難、救援  
 措置等の検討の目安としても必要である。

※避難対象地区、避難ルート等の別ごとにそれぞれ定める。



(7) 避難所の開設等

ア) 以下の施設を臨時避難所として開設し、関係機関及び必要避難地域の住民に伝達する。また、県と調整し、当該避難所における「避難住民等の症例にあった診療科等」の専門医、DMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行なう。

施設名	対象地区	対象人員	医療班派遣の有無

イ) 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行なう。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行なう。

ウ) 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を県、消防機関等と行なうとともに、受け入れ先となる医療機関について、県と調整し、専門医療機関における受入れの調整を行なう。なお、その際、可能な限り現地の医療関係者、消防署員等と協力し、必要とする医療の特定ができるよう患者の状況を把握する。

※専門医、DMAT等については、県及び国（厚生労働省等）との調整の上、記載する。

※救援の指示があった場合等で、救援の措置における医療の提供の実施について、知事から委任があった場合には、当該措置の実施との調整を行なう。

※消防機関が実施するトリアージ等についても必要に応じて記載する。

## (8) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア) 避難誘導及び避難施設に従事する職員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行なうことを考慮し、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ) 避難誘導及び避難施設に従事する職員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ) 避難誘導及び避難施設に従事する職員は、混乱が予想される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

※情報の収集については、対策本部や現地調整所、各機関の派遣情報に留意すること。

### 【避難対象地区内に学校や事業所等が所在する場合】

要避難地域内の学校、事業所、集客施設及び公共施設等においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するよう呼びかける。また、必要に応じて、施設の責任者に必要な情報を伝達する。なお、該当する施設は以下のとおり。

該当施設名

※平日昼間等、学校の就業時間、事業所の就労時間帯については、情報の伝達、移動手段の確保等を含め、特に留意すること。

## (9) 住民に周知する留意事項

ア) 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合っ誘導員の指示により避難を行なうよう促す。

イ) 消防団、自治会などのリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うよう要請し、混乱の防止に努める。

ウ) 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないよう住民に促す。

エ) 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持出品を携行するよう住民に促す。

オ) 服装や携行品等から不審者と判断される者を発見した場合には、市職員、警察官、避難誘導員等に通報するよう促す。

カ) 防災情報スピーカー、災害情報メール、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

※自治会等一般の住民に対する依頼は、決して強制となつてはならない。

#### (10) 安全の確保

誘導を行う市職員、消防署員等に対しては、二次被害が生じないよう、国、県の現地対策本部等からの情報、市対策本部において集約したすべての情報を随時提供すること。

##### 【市現地調整所を設置した（する）場合】

避難住民及び対応要員の安全を確保するため、現地調整所を設けて、**関係機関**  
**※県警察、自衛隊、県等**との現場での情報共有、活動調整を行なう。

現地調整所設置場所	参加機関等

◇場所等を示した地図等の貼付など

##### 【他機関が現地調整所を設置した（する）場合】

**現地調整所設置機関**が設置した現地調整所に参画し、現場での情報共有、活動調整を行い、安全の確保に留意する。

現地調整所設置場所	参加機関等

◇場所等を示した地図等の貼付など

●**化学物質名等**により汚染された**汚染地区名**地域は、**専門的な装備等を有する装備所持機関名**に危険排除、濃度測定、救助の実施を要請する。

#### (11) 特殊標章及び身分証明書の携行

市対策本部は、誘導を行う市職員、消防署員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(12) 死傷者への対応

- ・住民に死亡・負傷者が発生した場合には、**救護所、医療機関名等**に誘導し、または搬送する。
- ・**専門的な治療を必要とする化学物質名等**の攻撃による死傷の場合には、**専門的な治療を行える医療機関名**に誘導し、または搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する**救助隊名**に、汚染地域からの誘導または搬送を要請する。
- ・**医療機関名**によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

3. 各部の役割連絡

各務原市国民保護計画に基づき記載する。

4. 連絡・調整先

関係機関の緊急連絡先一覧、連絡網等

種目	相手先	電話番号等
市対策本部		
国対策本部		
県対策本部		
現地対策本部		
バスの運行		
現地調整所		
県警察		

バス会社等関係指定（地方）公共機関等の避難誘導に関する連絡先は別紙○のとおり

## 5. 避難住民の受入れ・救援活動の支援

### (1) 避難所の設置・運営

避難所の運営に関しては、避難住民の登録や安否確認を行なうほか、市地域防災計画に示す避難所の設置・運営計画を準用する。

#### ●開設避難所

要避難地区	避難施設等	避難予定人員	派遣職員数

### (2) 避難住民に対する支援

派遣された市職員は、**避難施設等**の避難住民に対して、**支給物品**等の支給を行う。その際、**協力機関等**の支援、協力を受ける。

また、状況に応じ県対策本部と調整のうえ、事後の支援処置において検討する。

### (3) 避難所における救護

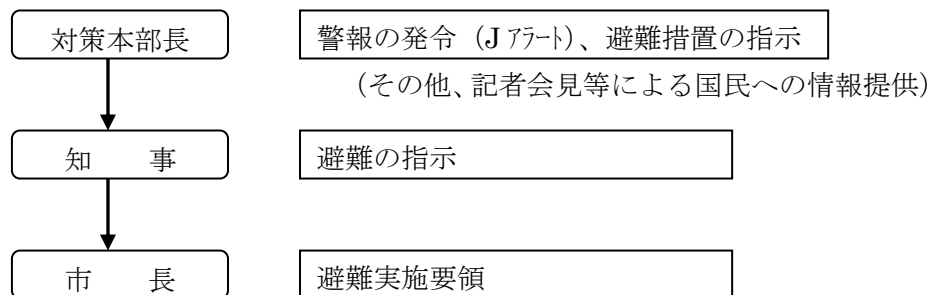
**医療機関等**による救護班を設置し、体調に変調をきたした住民等が発生した場合に避難者に対する除染措置を実施する。

## 2. 弾道ミサイル攻撃（着弾前）のパターン

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本となる。  
（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ早く近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。）
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。
- ③ 弾道ミサイルが市内に着弾した場合は、11 ページ「1. 事態発生後」の避難実施要領により対応する。

### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令する。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾点は変わってくる。そのため、すべての市町村に着弾の可能性が有り得るものとして、対応を考える必要がある。

## 弾道ミサイル攻撃（着弾前）の場合

### 避難実施要領

各務原市長  
○月○日現在

#### 1. 事態の状況、避難の必要性

わが国に対し、○○国の弾道ミサイルによる攻撃が差し迫っている事態に鑑み、対策本部長（内閣総理大臣）は国民に対する警報を発令し、避難を指示した。これに伴い各務原市長は、国民保護対策本部を設置するとともに住民に対し、弾道ミサイルが各務原市に着弾する可能性を考慮して、警戒及び避難実施の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

◇添付資料：避難の指示

#### 2. 避難誘導の方法

##### （1）避難誘導の全般的方針

弾道ミサイルの目標を事前に特定することが困難なため、市対策本部は県及び関係機関等とのミサイル発射情報の収集及び事後に係わる連携体制を強化するとともに、住民に対し今後の市対策本部による関連情報のほか各種メディアを通じて発出される情報について、聴取に努めるほか無用の外出を控えるよう、災害情報スピーカー、災害情報メール等を通じて広報する。

##### （2）避難誘導措置

弾道ミサイルが実際に発射された場合に住民が迅速に対応できるよう、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに無用の外出を控えるなど取るべき行動について、災害情報スピーカー、災害情報メール等を通じて周知する。

市内にミサイルが着弾した際は、「事態発生後」のパターンによる避難実施要領を作成し対応する。

##### （3）市の体制、職員の派遣

ア) 市対策本部の設置（対策本部設置の指定があった場合）

国からの指定を受けて、各務原市長を市国民保護対策本部長とする市国民保護対策本部を設置し、県及び関係機関との連絡体制を確立するとともに、メディアを含むあらゆる手段により、関連情報の収集ならびに警報に伴う住民の行動要領について消防機関及び自治会組織等と連携し、住民への周知を図る。

※対策本部設置の指定がない場合は、当該市の体制を記載する。

イ) 各地区における避難の開始や完了等の状況の連絡を本部との間で行なう。

※ 体制等の状況により必要に応じて記載する。

【国、県等の現地対策本部が設置された（される）場合】

- ・ **設置機関**の現地対策本部が設置されたため、連絡調整のため職員**派遣職員****数**名を派遣する。

【現地調整所を設置した場合】

- ・ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行なえるよう現地調整所を設ける。現地調整所に**派遣人員、人数等**名を派遣し、派遣職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時または随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行なう。

【現地調整所が他の関係機関により設置された場合】

- ・ 現地調整所への職員の派遣等

**現地調整所設置機関**により設置された**設置場所**の現地調整所に**派遣人員****等**名を派遣し、現場における事態の状況の変化、関係機関の情報等の必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

現地調整の会合は、**定時または随時の区分、開催時刻等**に行なわれるため、派遣職員から**報告時期**に情報を入手する。

### (3) 二次災害防止体制

市長は、ミサイル着弾に伴う災害の発生に備え、市職員及び消防機関への出動準備をするとともに、二次災害の発生を防止する体制について関係機関との連携を図る。

## 4. 各部の役割

対策本部における情報収集体制の強化及びミサイルの着弾に伴い発生が予想される災害に対して、国民保護計画資料編資料 ○に示す各部の分掌事務に準じた災害対応の準備態勢に移行する。

## 5. 着弾後の対応

11 ページの「事態発生後」の避難実施要領を作成し対応する。



### 3. 着上陸侵攻（事態発生前）のパターン

着上陸侵攻等避難誘導まで時間的な余裕がある場合の事前準備

## 避難実施要領

各務原市長

○月○日現在

#### 1. 事態の状況、避難の必要性

※ 対処基本方針、避難措置の指示、避難の指示に基づき記載

対策本部長（内閣総理大臣）は、**武力攻撃対象地区**地域における**武力攻撃の種類**について、**化学薬品名**等を用いた攻撃に対して、警報を発令し、**避難対象名**地区周辺の**避難対象自治会名等**を要避難地域として、**避難先地域名**に避難することという避難措置の指示を行った。

知事は、別添の指示を行った。

◇添付資料：避難の指示

#### 2. 避難誘導の方法

##### (1) 事前準備の呼びかけ

ア) 住民に対して、災害情報スピーカー、災害メール、広報車、自治会等の連絡網により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

イ) **派遣要員等**は、下記のとおり避難リストを**各収集単位の自治会長等**や消防団の協力を得て作成する。

ウ) 要配慮者については、避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促すこと。

##### ●避難リスト

避難希望日時	自治会名	自治会長名	連絡先	避難者数	要援護者数

### 【避難にバス等の運送手段を利用する場合】

避難用の**利用する運送手段 ※バス等**の時間帯については、災害情報スピーカー、災害メール、広報車により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

#### (2) 避難所等までの距離

ア) 避難する住民は、避難所までは、徒歩で移動する。

※自家用車の使用については、県警察と調整が必要。

イ) 要配慮者及びその介助者の移動に関しては、**徒歩以外の移動手段 ※市(町村)の車両、自家用車等**を利用し移動する。

※自家用車の使用については、県警察と調整が必要。

ウ) 避難者リストを作成し、**避難単位 ※自治会、校区等の住民**は、できるだけまとまって集団で移動するよう努める。

エ) 避難の最終日においては、避難者リストに基づき、**派遣(対応)要員**は残留者を戸別訪問して、避難の有無を確認する。

※住民(自治会、自主防災組織等)への協力の要請については、強制とはならない。

#### (3) バス乗り継ぎ所等における対応

ア) バスの乗り継ぎ所(必要に応じて、具体的に記載)等においては、(仮称)避難連絡所を設置して、**派遣(対応)職員**が作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。

イ) 派遣職員は、各種問い合わせへの対応、連絡調整を行なうとともに、順次、住民を落ち着いて乗車させる。

※食料、飲料水等の配給をする場合には、実施内容について記載する。

### 【避難先地域が当該市の区域を超える場合】

#### (4) 避難先における対応

ア) 避難先のバス乗り継ぎ所等においては、連絡所を設置し、**支援、協力期間 ※県等**と協力し、避難施設等までの運送手段の調整を行う。

### 3. 攻撃後の対応

11 ページ「事態発生後」の避難実施要領を作成し対応する。

#### 4. ゲリラ・特殊部隊による攻撃への対応における注意事項

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長（内閣総理大臣）による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置が実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員、消防職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行なわれるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的な効果が生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が高く、注意が必要である。

## 5. 屋内退避の指示についての注意事項

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行なうものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まるほうがより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まるほうが不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。